

情報公表ルール

平成29年3月14日

北海道北部風力送電株式会社

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、振替供給業務における公平性・透明性の確保の為、北海道北部風力送電株式会社（以下「当社」という。）の系統情報の公表ルールを定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社が一般送配電事業者に対する振替供給に伴う系統情報の公表および提示に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「振替供給関係情報連絡窓口」とは、経済産業省及び公正取引委員会が制定する平成28年3月7日付適正な電力取引についての指針に定める一般送配電事業者との情報受付・情報連絡窓口業務を行う部署をいう。
- (2) 「公表」とは、一般に公開されているウェブサイトにより、広く一般に情報を提供することをいう。
- (3) 「提示」とは、系統情報の提供を求める個々の要請に応じて、個々に示し説明を行うことをいう。

第2章 系統情報公表および提示に係わる事項

(系統情報公表の内容、手段、対象、時期)

第4条 当社が系統情報として公表する内容、手段、対象、時期は、第6条に該当する情報を除き、第1表のとおりである。

(系統情報提示の内容、手段、対象、時期)

第5条 系統連系希望者からの系統連系検討に必要な情報の提示の要請により、一般送配電事業者または電力広域的運営推進機関が情報の提示を要請してきた場合は、次条に該当する情報を除き、振替供給関係情報連絡窓口は次の各号に掲げる措置を必要に応じて講じた上で提示する。その内容、手段、対象、時期は、第2表のとおりである。

- (1) 閲覧者の事前登録
- (2) 閲覧目的又は使用目的の明確化
- (3) 秘密保持契約の締結
- (4) その他提示する情報の保護のために必要な措置

第3章 情報の保護に係わる事項

(保護すべき情報)

第6条前2条に関わらず、次の各号に掲げる情報については、公表および提示しない。

- (1) 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- (2) 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの

附 則 : この規程は平成29年3月14日から実施する。

第1表 系統情報公表の内容、手段、対象、公表時期等

区分	内容	手段	対象	公表時期 (更改時期)
公表	情報公表ルール	当社ウェブサイト	一般	常時 (都度)
公表	系統アクセスルール	当社ウェブサイト	一般	常時 (都度)
公表	設備形成ルール	当社ウェブサイト	一般	常時 (都度)
公表	流通設備建設計画	当社ウェブサイト	一般	常時 (都度)

第2表 系統情報提示の内容、手段、対象、提示時期等

区分	内容	手段	対象	提示時期
提示	流通設備の故障状況	振替供給関係 情報連絡窓口	要請者（一般送配 電事業者、電力広 域的運営推進機 関）に個別に示し、 説明	都度
提示	系統アクセス情報（特別高圧）	振替供給関係 情報連絡窓口	要請者（一般送配 電事業者、電力広 域的運営推進機 関）に個別に示し、 説明	都度